

久留米市成年後見センター便り⑮

市成年後見センターでは、成年後見制度に関する相談などを行っています。特に専門的な相談に関しては毎週木曜日に弁護士相談も行っていきます。事前にご予約のうえ、お気軽にご相談ください。市成年後見センター弁護士が、成年後見制度に関する疑問にシリーズで答えていきます。

- Q. 専門職の方が親の成年後見人として選任されました。今後はこの方が親の面倒を全てみてくれるのでしょうか。
- A. 成年後見人の業務は大きく分けて「財産管理」と「身上監護」の二つになります。財産管理とは、不動産・現金・預金通帳などの財産を本人に代わって安全に管理し、年金の受け取りや入院費用や施設の利用料の支払いなどを行うことです。身上監護とは、介護サービスの利用、病院への入院、施設への入所などに必要な契約を行う「法律行為としての身上監護」を行うことで、食事や排泄の介助、清掃、病院の付き添いなどの「事実行為としての身上監護」は成年後見人の職務の範囲外とされています。この他、成年後見人は、医療行為への同意、身元保証人等になることもできません。このように、成年後見人が選任されてもご本人の全てを担うわけではなく、家族・親族や関係者の方々の協力を求めることがあります。

相談時間

月曜～金曜／8時30分～17時15分
(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)
相談は無料です。
※弁護士相談は事前予約が必要です。

【問合わせ】

市成年後見センター
(市社会福祉協議会内)
TEL 0942-30-2732
FAX 0942-34-3090

今回の担当弁護士

せいすい
青翠法律事務所
宮崎 智美 弁護士



「くるめ福祉」アンケート

次の質問にお答えください。

【質問】

- ①どの記事が一番印象に残りましたか。
- ②こんな記事があったらいいなと思うものはありますか。
- ③その他、何かご意見があればお寄せください。

お寄せいただいた方には、抽選で5人の方に500円分のクオカードを差し上げます。
なお当選者の発表は、クオカードの発送をもって代えさせていただきます。

【送付締切】 平成30年8月15日(水)必着

【送付方法】 住所、氏名、電話番号を記入の上、郵便又はメールでお寄せください。

【送付先】

郵送 〒830-0027
久留米市長門石1丁目1番34号
久留米市社会福祉協議会
「くるめ福祉広報係」宛

メール 題名に「くるめ福祉広報係」と記載
アドレス heartful@kumin.ne.jp

【ご意見・問合わせ】

市社会福祉協議会 地域福祉課
TEL 0942-34-3035 FAX 0942-34-3090

福祉のしごと就職フェア 2018 in FUKUOKA

- 日時 8月4日(土)
就活応援セミナー 11:00～11:50
(受付:10:30～)
就職面談会 12:00～16:00
(受付:10:30～15:50)
- 会場 クローバープラザ 大ホール ほか
(福岡県春日市原町3-1-7)
- 問合わせ 社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会
TEL 092-584-3310
FAX 092-584-3319



福祉の職場ホリデイガイダンス 求人・求職面談会in筑後

- 日時 9月2日(日) 13:00～15:30
(受付:12:30～15:00)
- 内容 ○求職者と福祉施設等との面談
○福祉関係資格相談
○求職相談・求職登録
- 会場 久留米シティプラザ5階大会議室
- 問合わせ 市社会福祉協議会 生活支援課
TEL 0942-34-3035
FAX 0942-34-3090

